

平成 29 年 12 月吉日

お取引先各位

群馬県切断穿孔協会
会長 佐藤高広



改正品確法に伴う諸経費（一般管理費等）の取組みについて

拝啓 今年も残りわずかとなりましたが皆様におかれましてはますますのご繁栄お喜び申し上げます。

さて、各位には既にご存知の様に一昨年、閣議決定されましたいわゆる、【改正品確法】には発注者責務として適正な利潤を確保した価格で工事を発注するよという国からの指導内容が盛り込まれております。

上記の指針を受け 一昨年の 4 月から具体的施策として諸経費率の大幅改定が実施されました。特に一般管理費等の改定は 20 年ぶりであり、その改定は我々が請け負う小規模工事（500 万円から 2800 万円）の価格帯におかれましても平均 35%という大幅アップとなっております。この諸経費率の大幅なアップは元請・下請と共に適正な利潤を確保し、健全な会社経営を通じ業界を取り巻く様々な危機を打開しようとする国の強い姿勢の表れでございます。

全国的にカッター切断工事専門工事業者は若年労働者不足・後継者不在な状態が続いております。そして、我々カッター切断専門工事業者のほとんどが弱小資本の下請専門業者であり経営的にも脆弱な立場に置かれているのが実情でございます。

その為、今回の諸経費・法定福利費を含めた標準見積書の提出の活動は将来に亘り元請け各位とのお付き合いする為の活動であり、何卒、ご協力の程を宜しくお願いいたします

敬具

【標準見積書】

※A × 諸経費X%

カッター工事費 + (法定福利費 + 諸経費) = A

A × 消費税 = 工事代金